

## Go To トラベル事業における東京都の取り扱いの変更について Q&amp;A 集

9/16 時点

## &lt;東京戻し&gt;

Q 寝台特急「サンライズ出雲・瀬戸」号の「ノビノビ座席」(普通車指定席:船の積敷席と同じスタイルの横になって休めるカーペット敷きの空間、寝具の提供あり)は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのか。

A 対象となります。普通乗車券・特急券等の払戻手続き等を取ることで割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができるもので利用する場合は、対象外となります。募集型企画旅行(パッケージツアー)や、団体乗車券でご利用の手配旅行・受注型企画旅行の場合は対象となります。但し、当面の間、東京駅からの発着は対象外となります。

※9月15日(火)現在、「サンライズ出雲・瀬戸」号については、宿泊施設としての参加事業者登録が未登録のため宿泊施設に準ずるものとしての割引支援は対象外ですが単に移動手段としての割引支援の対象には含まれます。

※10月1日(木)以降に出発する旅行については、東京発着に係る旅行も本事業の支援の対象となります(9/15 発表)。ただし、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり得ますので、その点ご注意ください。

Q 支援の対象外となった地域に住む人や、感染症の対応に追われる医療従事者等は現状、本事業を利用することはできないと思うが、利用者間に不公平が生まれないか。また、予算を早く使い切ってしまうことになり、こういった人たちに裨益しなくなるのではないか。

A Go To トラベル事業については、東京都を目的地とした旅行と東京都内に居住する方の旅行は、当面の間、本事業の実施を延期することとしております。医療従事者やエッセンシャルワーカーの方など、新型コロナウイルス感染症の影響やその対応のために、現時点においてはGo To トラベル事業を利用して旅行する時間的余裕がない方も多くおられます。

この点については、事業を進めるにあたり、早期に給付金を使い切ってしまうことのないよう、時期的な配分にも気を使いながら、個々の状況に応じてご利用しやすい時期にご利用いただけるよう、可能な限り長い期間にわたり実施できるよう執行状況を管理します。当面、新型コロナウイルスのリスクがゼロとならないウィズ・コロナ時代において、感染拡大防止策を徹底した上で、本事業を丁寧に推進してまいります。

※10月1日(木)以降に出発する旅行については、東京発着に係る旅行も本事業の支援の対象となります(9/15 発表)。ただし、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり得ますので、その点ご注意ください。

Q 東京以外にも、首都圏や関西圏を中心に感染者数が増加している都道府県は多い。これらの地域の居住者の旅行も支援の対象から外すべきではないか。

A 一般論として言えば、特定の居住者の地域や観光地を支援の対象外とする運用の可能性は排除されていないが、今後の感染状況を注視しつつ、感染症の専門家の御意見や政府全体の方針等も踏まえながら適切に判断してまいります。

※10月1日(木)以降に出発する旅行については、東京発着に係る旅行も本事業の支援の対象となります(9/15 発表)。ただし、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり得ますので、その点ご注意ください。

Q 当面の間、東京発着の旅行が Go To トラベル事業の支援対象外と聞いたが、対象外となる旅行の定義は何か。

A 以下の旅行について、既に予約が入っているものも含め、9月30日(水)以前に出発する旅行については、支援の対象外となります。

①東京都が目的地となっている旅行

②東京都に居住する方の旅行

※10月1日(木)以降に出発する旅行については、東京発着に係る旅行も本事業の支援の対象となります(9/15 発表)。ただし、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり得ますので、その点ご注意ください。

Q 東京都に居住する者の都外への旅行は対象外なのか。

A 7月22日(水)～9月30日(水)に出発する旅行については、支援の対象外となります(7/17 発表)。

※10月1日(木)以降に出発する旅行については、東京発着に係る旅行も本事業の支援の対象となります(9/15 発表)。ただし、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり得ますので、その点ご注意ください。

Q 東京都以外に居住している者が、都内(例えば、羽田空港や東京駅)から出発する旅行に参加するが、対象外か。

A 対象外ではありません。

※10月1日(木)以降に出発する旅行については、東京発着に係る旅行も本事業の支援の対象となります(9/15 発表)。ただし、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり得ますので、その点ご注意ください。

Q 東京都以外に居住する者が、交通機関等により東京都内を通過して東京都以外の道府県に旅行する場合は、対象外となるのか。東京都内のターミナル駅等で乗り換える場合はどうか。

A 単に通過・乗り換えする場合は、対象外ではない。

※10月1日(木)以降に出発する旅行については、東京発着に係る旅行も本事業の支援の対象となります(9/15 発表)。ただし、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり得ますので、その点ご注意ください。

Q 修学旅行の場合、東京都に居住する生徒と東京都以外に居住する生徒が混在する可能性があるが、どう取り扱うのでしょうか。

A 学校の所在地を基準とします。

※10月1日(木)以降に出発する旅行については、東京発着に係る旅行も本事業の支援の対象となります(9/15 発表)。ただし、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり得ますので、その点ご注意ください。

Q 東京発着の旅行商品の販売開始時期はいつ頃なのでしょう。

A 9月18日(金)正午からの販売開始の予定で準備を行っておりますが、開始日につきましては、改めてお知らせさせていただきたいと思っております。

#### <本人確認>

Q 参加条件に本人確認を実施とあるが、本人を確認する書類について具体的に教えてください。また、旅行者が旅行当日、本人確認書類の携帯を忘れてしまうなどして、代表者または同行者の居住地を証明することができない場合の対応はどのようにするのでしょうか。

A 本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。

①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

家族の場合は子供の健康保険証と親(法定代理人)の本人確認書類(運転免許証、旅券(パスポート)等)で足りるものとします。書類を持参していない場合などにおいては、後日、メールや FAX、郵送で写しをお送りいただくことでも足りることとしますが、必要な書類が提出されない場合には、GoToトラベル事務局に対しご連絡いただき、対応についてご相談ください。

※10月1日(木)以降に出発する旅行について、本人確認書類はこれまでと同様といたしますが、居住地確認は不要となります。

Q 旅行申し込みの際、参加する全員の居住地を確認するのでしょうか。それとも代表者(申込者)の居住地を確認するのでしょうか。団体旅行の場合はどう取り扱うのでしょうか。法人として旅行を申し込む場合、東京都に居住する者と東京都以外に居住する者が混在する可能性があります。どう取り扱うのでしょうか。

A 1. 旅行会社、オンライン予約サイトにおける対応は、以下の通りとなります。

#### ①通常の個人・グループ旅行

・旅行前に代表者の居住地を確認して頂きます。

・旅行者に対して、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の「代表者及び同行者全員の居住地が確認できる書類」を旅行当日に携帯してもらうよう周知していただきます。旅行者においては、同書類を旅行当日、宿泊施設にてお示しいただく必要があります。

#### ②団体旅行(受注型企画旅行)

・旅行会社が代表者及び同行者全員の居住地を確認します。

具体的には、旅行前に、旅行会社が、全員の居住地が記載された旅行者名簿の確認とあわせて、旅行者全員の居住地が確認できる書類を代表者を通じて確認します。

2. 宿泊施設における対応は以下の通りとなります。

①通常の個人・グループ旅行

・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等により代表者及び同行者全員の居住地を確認して頂きます。書類を持参していない場合などにおいては、後日、メールやFAX、郵送で写しをお送りいただくことでも足りることとしますが、必要な書類が提出されない場合には、GoToトラベル事務局に対しご連絡いただき、対応についてご相談ください。

②団体旅行(受注型企画旅行)

・旅行前に旅行会社において全員の居住地等が確認済みなので、居住地確認は不要です。  
なお、同行者に東京都在住の方が含まれる場合、その同行者の旅行に係る割引分の事後還付や割引価格での販売は行いません。事後に東京都在住であることが明らかになった場合には、返還請求の対象となります。なお、給付金の不正受給は詐欺罪に該当する可能性があります。

※10月1日(木)以降に出発する旅行について、本人確認書類はこれまでと同様といたしますが、居住地確認は不要となります。